

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和5年7月26日

住 所 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号霞が関東急ビル
名 称 東京製鐵株式会社
代表取締役 奈良 暢明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日	平成28年5月9日	許可番号	第(3) - K04号 第(8) - K01号 第(13の2) - K05号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	汚泥の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、 産業廃棄物の焼却施設 汚泥、金属くず、廃プラスチック類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び 水銀含有ばいじん等を除く。)		
設置場所	岡山県倉敷市南畝四丁目166番14、181番		
処理能力	120 t/日(24時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の 規定による許可証の 提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		